今後のセミナー・講座のご案内

セミナー・イベント・講座は申し込みが必要です(申込不要とあるものは除く)。QRコードまたはサンライフ 熊本ホームページよりお申し込みください。なお、電話申込の講座もございますので、申込方法及び申込期限など 詳しくはサンライフ熊本ホームページをご覧ください。

サンライフ熊本 2096-345-3511 サンライフ熊本 9



ます。友だち登録はこちら → ■ ■ ■



無料セミナー

年末調整のポイント	令和5年11月16日(木)	10:00~12:00
再就職準備セミナー	令和5年11月28日(火)	13:30~15:30
ハラスメント防止対策セミナー	令和5年12月19日(火)	13:30~15:30
マネープランセミナー	令和6年 1月24日(水)	10:00~12:00
保険料節約術、見直しセミナー	令和6年 1月26日(金)	10:00~12:00
公証人による遺言・相続・後見人 に関するセミナー	令和6年2月2日(金)	10:00~12:00
ChatGPTビジネス活用	令和6年 2月20日(火)	10:00~12:00
年金セミナー	令和6年 3月22日(金)	10:00~12:00

無料イベント(

独身勤労者のための婚活パーティー 対象:25~40歳の独身勤労者	令和5年12月3日(日)	9:30~12:30
フォークソングコンサート 出演:ペーパーライターズ	令和5年12月17日(日)	10:00~11:30
映画鑑賞会	令和6年 2月24日(土)	9:30~10:30
朝市・発表会 申込不要	令和6年3月9日(土)	10:00~13:00
作品展(申込不要)	令和6年1月27日(土)~3月29日(金) ※休館日2月13日(火)、26(月)、3月11日、25(月)	9:00~16:00

仕事に役立つ講座

マナー・プロトコール検定2級 受験対策講座	令和5年11月22日~令和6年1月26日 水曜・金曜/全15回	19:00~21:00	テキスト代 2,100円		
再就職・在宅就労(テレワーク)支援 パソコン基礎セミナー	令和5年12月4日(月)~8日(金)、 12日(火)~14(木)/全8回	13:00~16:00	テキスト代 2,100円		
後輩指導力の向上と中堅・ベテラン従業 員の役割	令和5年12月6日(水)	9:00~16:00	3,300円		
業務に役立つ表計算ソフトの関数管理	令和5年12月 7日(木)	9:00~16:00	3,150円		
日商簿記検定2級受験対策直前講座	令和5年12月19日~令和6年2月8日 火曜・木曜/全10回	19:00~21:00	14,500円 テキスト代含む		

スポーツ・教養講座

パーソナルトレーナーが教える 効果的な筋膜リリース	令和5年11月16日~令和6年2月22日 第2・4木曜※11月のみ第3・5木曜/全8回	20:00~21:00	2,800円
アナウンサーに学ぶ!話し方講座 伝える力とコミュニケーション術	令和5年11月24日~令和6年1月26日 第2·4金曜/全5回	19:00~21:00	4,000円
K-POPダンス入門 ダンス経験値ゼロからスタート	令和5年11月24日~令和6年3月15日 主に第1・2・3金曜/全13回	19:50~20:50	4,550円
日曜の朝ヨガ〜はじめよう朝活〜	令和5年11月26日~令和6年3月24日 第2・4日曜/全9回	9:30~10:30	3,150円
ソフト筋力トレーニング	令和6年2月27日~令和6年3月19日 毎週火曜/全4回	13:30~15:30	2,600円



最寄りバス停 熊本電鉄バス案内

- ・熊本桜町バスターミナルより国道3号線経由(C1、C3) 男女共同参画センターはあもにい前下車
- ・三軒町経由(C4、C5、C6、C7、C8)済々黌前下車

開館時間

月曜~土曜 9:00~21:15 (ただし、日曜・祝日は17:15まで) 休館日 第2・4月曜 (ただし、祝日の場合はその翌日)、 12/29~1/3

サンライフ熊本

3096-345-3511 **3**096-345-3996 〒860-0862熊本市中央区黒髪3-3-12









バドミントンコート3面分の広さがあり、卓球 やミニバレーボールもできます。更衣室あり。



第3会議室 少人数での会議や研修にご利用ください。



和室は中央を襖で仕切ることで、第1・第2和 室となります。座卓15台。



高齢者のためのおしごと相談コーナー 健康で就業意欲の高いシニアの皆様に向 けたおしごと相談を行います。

開設時間

9:00~12:00, 13:00~16:00 日程はホームページをご覧ください。



正面に大きな鏡があるのでダンスなどの練習 に最適です。



水道完備で、絵画など作品づくりのアトリエ として利用できます。



会議や研修にご利用ください。 大会議室 ※大会議室の中央をパーテーションで仕切ること で、第1・第2会議室となります。



第2会議室にはマットを敷き、ヨガなど 軽い運動ができる会場にもなります。



勤労者のためのこころの健康相談 産業衛生学会専門医による個別カウンセリン

グを行います。先着順電話受付中です。 実施日時

看護師による血圧測定や健康相談を行

9:00~12:00, 13:00~16:00

います。

開設時間

週1回(不定期)

木曜又は土曜 9:00~17:00 (1人1時間以内) 対 象

16歳以上の勤労者/定員になり次第受付終了

施設使用料

												(-	+1π · 1 1)
	施設名	午前 9:00~12:00		午後の前延長 12:00~13:00	午後 13:00~17:00		夜間の前延長 17:00~18:00	夜間 18:00~21:00	面積	定員	附属設備(貸出)	単位	料金
	講習室	2,000	660	620	2,500	620	830	2,500	57 m²	30人	プロジェクター・	1式	1,000
	大会議会	4,000	1,330	1,250	5,000	1,250	1,660	5,000	129 m²	80人	スクリーン一式 テレビ・ビデオ	1式	1,000
	第1会議室	2,000	660	620	2,500	620	830	2,500	64 m²	40人			
	第2会議室	2,000	660	620	2,500	620	830	2,500	64 m²	40人	マイク設備 ラケット	1式	1,000
5	第3会議室	1,500	500	500	2,000	500	660	2,000	34 m²	20人	(バドミントン・卓球)	1本	100
	第1和室	1,500	500	500	2,000	500	660	2,000	15畳 23.5㎡	16人	ミニバレーボール	1個	100
	第2和室	1,500	500	500	2,000	500	660	2,000	18畳 28㎡	20人	各種料金(販売)	単位	料金
	ホール	4,000	1,330	1,000	4,000	1,000	1,330	4,000	127 m²	40人	コピー(1面)	1面	10
	専用使用料	4,140	1,380	1,380	5,520	1,380	1,380	4,140	396 m²		バドミントンシャトル	1個	300
体 育 室		バドミント	トン 1面	1 時間	460	※延長できるのは前後どちらか 1 時間					卓球ボール	1個	150
	一部使用料	ミニバレー	- 1面	1 時間	460								

220

ご利用までの流れ

1空き状況の確認

貸館を利用できるのは、原則として勤労者であって熊本市内に居 住する方、又は熊本市内の事業所等に勤務する方です。

1台1時間

申込は利用日2ヵ月前の月の初日から先着順に受け付けます。 ホームページ又はお電話で空き状況をご確認ください。お電話での 仮予約も承ります。

2申請書記入と料金のお支払い

卓球

窓口で使用許可申請書を記入し、現金でのお支払いをお願いしま す。各時間帯(午前・午後・夜間)を連続使用する場合、間の1時 間分の料金は発生しません。

なお、仮予約をされた場合はその日から1週間以内に手続きをお 済ませください。

3利用当日

利用当日は窓口にお越しください。部屋には15分前から入室いた だけます。体育室は10分前からネットをお渡しします。ただし、時 間前入室ができない場合がありますのでご了承ください。

使用者の遵守事項

- (1)入場者の秩序を維持するために必要な整理員を置くこと。
- (2)入場者数は、使用施設の定員を超えないこと。
- (3)所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4)センター内での物品の販売、展示、あっせん、又はこれに類す る行為をしないこと。
- (5)使用許可を受けない施設等を使用しないこと。
- (6)下記①・②により入館を拒否された者の入館を拒否し、又は退 去を命ぜられた者を退去させること。
- ①他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのお それがある物品等を携帯する者
- ② センターの秩序を乱すと認められる者
- (7)使用開始前にセンターの係員との打合せを十分に行うこと。

使用の制限

次のいずれかに該当するときは、使用許可できません。

- (1)雇用の促進と勤労者の福祉の向上に反する使用をするおそれがあ るとき。
- (2)営利を図る目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4)センターの施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5)集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の 利益になると認めるとき。
- (6)センターの管理上支障があるとき。
- (7)その他使用を不適当と認めるとき。

使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用 の停止を命ずることができます。

(単位:円)

- (1)「使用の制限」の(1)から(5)までに規定する事由が生じたとき。
- (2)使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3)虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4)センター条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (5)その他センターの管理上支障があるとき。
- (6)(1)~(5)の規定による許可の取消し等により利用者が損害を受けて も、当センターはその責めを負いません。

使用料の還付・使用日の変更

使用日の前日までに申請手続きを完了した場合、使用料の50%返 金又は使用日の変更(1回に限る)が可能です。手続きの際は、事 前にお問い合わせください。

注意事項

- (1)契約行為を含め営利を図る目的での使用はできません。 (商品説明 会、会社説明会は可)
- (2)使用時間をお守りください。使用時間には準備・後片付けの時間も 含まれます。センターの施設等の使用を終了したときは、使用施設 及び備品はすべて元の状態に戻し、センター窓口から貸し出された 物品はご返却ください。
- (3)持ち込んだ弁当、ビン、カン等のゴミは使用者側でお持ち帰りくだ
- (4)センターの施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこ れに特別な設備をすることはできません(事前に許可を受けたとき は、この限りでありません。)。
- (5)使用者は、許可を受けた目的以外の目的にセンターの施設等を使用 することはできません。使用者は、センターの施設等を使用する権 利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (6)使用者は、施設の使用に当たっては、センターの職員の指示に従っ てください。また、使用中の施設にセンターの職員が職務のために 立ち入ろうとするときは、これを拒むことはできません。
- (7)使用者は、センターの施設等の使用に当たってその施設等を汚損 し、き損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその 損害額を賠償していただきます(やむを得ない理由があるときは、 この限りでありません。)。